

令和2年度宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対応状況のPR動画作成業務仕様書

1 業務名 令和2年度宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス対応状況のPR動画作成業務

2 業務期間 契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで

3 業務の目的

国際定期便の早期再開の機運を高め、外国人観光客の鳥取県への旅行意欲の醸成を図るためには、県内の宿泊・飲食及び観光施設における新型コロナウイルス感染症対策の取組とともに、新型コロナ終息後の来県を促すようなメッセージを発信することが重要である。

については、上記の趣旨を踏まえた動画を作成し、多言語字幕を付した上で各市場向けに発信する。

4 業務の内容

(1) 以下の動画の作成。なお、動画にはそれぞれネイティブが原稿を作成した11言語（日本語、英語、韓国語、繁体字、簡体字、タイ語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語、ロシア語、フランス語）の字幕を付すこと。

	内容	本数	時間
①	宿泊・飲食施設における新型コロナウイルス対策状況	1	3分程度
②	観光施設における新型コロナウイルス対策状況	1	3分程度
③	上記①及び②のダイジェスト版	1	1分程度
④	①の新型コロナウイルス対策状況を除いたバージョン（温泉・食等を紹介するイメージ）	1	3分程度
⑤	②の新型コロナウイルス対策状況を除いたバージョン	1	3分程度
⑥	上記④及び⑤のダイジェスト版	1	1分程度

【参考】動画のテーマ・コンセプト

①鳥取県内の温泉旅館・ホテル、食の魅力を伝えながら、鳥取県が策定した「宿泊施設における事業継続のための新型コロナウイルス完成拡大予防対策例」に則った対策の様子を織り交ぜた動画。

※特定旅館、飲食店舗の宣伝にならないように配慮すること。

②鳥取県内の観光スポットの魅力を伝えながら、鳥取県が策定した「観光土産品販売店における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例」に則った対策の様子を織り交ぜた動画。

※動画制作にあたっては、四季を感じ、1年中かつ長期間、プロモーションで利用できる内容とする。

(2) (1) で作成した動画を鳥取県海外発信用YouTubeチャンネル「Visit Tottori, Japan」(https://www.youtube.com/channel/UCfFYg_iup-mlv52_LB-Eyig?pbjreload=102) に格納するので、各市場向けに効果的な動画のターゲット広告配信を行う。また、広告配信によるクリック数、動画再生回数、動画視聴者数等を報告書にまとめること。

5 提出先、提出方法等

提出先：国際定期便利用促進協議会事務局（鳥取県交流人口拡大本部観光交流局国際観光誘客課内）

提出方法：USBメモリに格納し電子データの形式で提出

提出時期：令和3年（2021年）3月31日まで

6 その他

・取材及び撮影にあたり、施設所有者等との事前調整等が必要な場合は、受託者において当該取材趣旨等を

説明の上、旅行業法及び諸法令に抵触することなく適切に対応すること。また、既存コンテンツを使用する場合、所有者への申請等事務手続き、連絡調整等を行うとともに本事業の経費に含めること。

- 提出された動画については、委託者に著作権が帰属し、恒久的に委託者が事前の連絡なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により二次利用できるものとする。また、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- 提出された動画は鳥取県が運用する動画投稿サイトYouTubeチャンネルや各種SNSアカウント、多言語観光情報ホームページのコンテンツとして使用する他、旅行会社やメディア等への情報提供等に使用するものとする。作成した動画コンテンツは、旅行博など国内外問わず使用するため、オーサリングを行うこと。
- 動画はYouTube等で再生可能なファイル形式とし、解像度は4Kとすること。
- 翻訳にあたっては、ネイティブチェックを実施し、誤字・脱字、あるいは単なる逐語訳に陥ることなく、現地で違和感のない内容となる体制を確立すること。
- 広告配信業務に関しては、事前に数値目標を設定し、効果的な広告となることとすること。なお、実施する広告の実施状況を確認するための閲覧権を実施主体に付与するか、広告プラットフォームの性質上、上記の閲覧権を付与できない場合はその対応策を実施主体と協議すること。
- 本業務の遂行にあたっては、事前に作成する動画のシナリオや絵コンテ等を作成するなど、受託者は委託者と十分に協議・調整を行うこと。また、当初受注者から提案された企画案に修正を加えることもあり得る。
- 受託者は、本業務について提案がある場合、委託者へ都度提案を行うこと。
- 受託者は、本業務実施に際し疑問点や問題が生じた場合、直ちに委託者へ報告し指示を仰ぐこと。その他、発注者は業務実施中に随時、報告を求めることができることとする。
- その他、事業実施にあたり必要とされる業務が発生した場合、委託者と受託者の双方が協議の上、対応を決定すること。